

7 提言

(1) 指針、通知等の周知徹底を図るだけでなく、対応を検証するべきこと

平成24年6月22日に発生した、特別支援学校での給食時間中、児童が食物を誤嚥し喉に詰まらせる事故が発生したことをうけ、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長等より都道府県教育委員会教育長等宛に、平成24年7月3日付「障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保について（通知）」と題する通知（以下、「平成24年の通知（文書5）」という。）が発出されている。

平成24年の通知は、食物の誤嚥は重大事故につながる可能性があることを改めて認識するよう要請し、その中の具体的留意事項として、「2 幼児児童生徒が安全に食べることができるよう、特に以下の点に留意すること。」として、「○3 食事前、食事中及び食事後の幼児児童生徒の様子を観察し、適切かつ安全な指導を行うよう留意すること。」とある。

そして、それから間もない翌年の平成25年6月27日に小学校の学校給食において特別支援学級第2学年に在籍する児童がプラムの種により窒息する事故が発生したことを受け、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課等は都道府県教育委員会学校給食主管課等に対し、改めて平成25年7月1日付「学校給食における窒息事故の防止について」と題する通知（以下、「平成25年の通知（文書6）」という。）が発出されている。

幼児児童生徒の生命健康に関わる内容であり、平成24年の通知を受け取った時点で関係各所は対応を周知徹底するべきことは当然であるが、平成24年の通知が発出されているにもかかわらず、平成25年に窒息事故が発生したということは、平成24年の通知が活かされていないことの証左である。

とするならば、これらの通知の名宛て人の一つであり、幼児児童生徒の安全管理を担う大分県教育委員会は、平成24年の通知が活かされていないことに気づき、平成25年の通知については、再び単に周知するだけでは足りないと認識すべきであった。

大分県教育委員会は通知が、活かされていないことに危機感を持ち、通知内容が実行されているかを検証し、不足部分がある場合には具体的に指摘して指導する必要があると考えられる。

上記のような重要な内容の通知は、平成25年の通知の場合に限られず、本来、単に周知するだけでは足りず、実現できているかを検証する作業が必ず必要である。

障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保について(通知)

24初特支第9号

平成24年7月3日

各都道府県教育委員会教育長殿
各指定都市教育委員会教育長殿
各都道府県知事殿
附属学校を置く各国立大学法人の長殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
千原 由幸

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大路 正浩

障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について(通知)

障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導(以下「給食等の指導」という。)に当たっては、各学校において一人一人の障害の状態に応じた指導に取り組んでいただいているところですが、本年6月22日、特別支援学校において給食の時間中に、児童が食物を誤嚥(えん)し喉に詰まらせる事故が発生しました。

文部科学省においては、これまでも『食に関する指導の手引—第1次改訂版—』等により食に関する指導を行う場合の留意点を示すなど、給食等の指導における安全確保の徹底について求めてきたところですが、今後このような事故の再発を防止するため、障害のある幼児児童生徒の給食等の指導に当たっての留意点について、改めて下記のとおりとりまとめました。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等に対し、下記について周知し、障害のある幼児児童生徒に対する給食等の指導に当たっての安全確保の徹底について指導するようお願いします。

記

1. 食物の誤嚥(えん)は重大事故につながる可能性があることを改めて認識し、特に嚥(えん)下障害等食べる機能に障害のある幼児児童生徒の指導に当たっては、医師その他の専門家の診断や助言に基づき、食事の調理形態(ペースト食、刻み食、普通食等)や摂食指導の方法について、保護者と学校の関係者間で十分な検討を行うこと。調理及び指導はこれに基づくとともに、食べる機能に障害のある幼児児童生徒の指導に豊富な経験を有する教職員を含む複数の教職員で指導する等により安全確保を徹底すること。
さらに、万一の事故への対応については、あらかじめ医師その他の専門家の指導・助言を受け、教職員間で確認し共有することが望まれること。
2. 幼児児童生徒が安全に食べることができるよう、特に以下の点に留意すること。
 - 1 個々の幼児児童生徒が安全に食べることができるよう大きさ、固さ、とろみ、食材の選定等に留意し、食べやすい(誤嚥(えん)しにくい)献立と調理とすること。また、個々の幼児児童生徒の食べる機能に応じて、一口の量や食事援助の仕方を工夫すること。
 - 2 個々の幼児児童生徒の障害の状態に応じて、食べやすい(誤嚥(えん)しにくい)姿勢が保持されるようにすること。
 - 3 食事前、食事中及び食事後の幼児児童生徒の様子を観察し、適切かつ安全な指導を行うよう留意すること。
3. 「学校給食実施基準の施行について(通知)」(平成21年4月1日付21文科ス6007号)、『食に関する指導の手引—第1次改訂版—』(文部科学省HPに掲載)を参考にするなど、給食等の指導はもとより、寄宿舎における食事等についても、誤嚥(えん)の防止その他の安全確保を徹底すること。

【文書5:『障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保について(通知)』】

学校給食における窒息事故の防止について

事務連絡
平成25年7月1日

各都道府県教育委員会学校給食主管課 殿
各指定都市教育委員会学校給食主管課 殿
各都道府県私立学校主管課 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

学校給食における窒息事故の防止について

学校給食における適切な指導については、従来から努めていただいているところですが、本年6月27日、小学校の学校給食において、特別支援学級第2学年に在籍する児童がプラムの種により窒息する事故が発生しました。

文部科学省においては、「食に関する指導の手引―第一次改訂版―(平成22年3月)」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。また、昨年7月3日付け「障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について(24初特支第9号)」において、給食等の指導に当たっての留意点などをまとめ示したところです。

今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いします。

については、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人の長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等に対し周知をお願いします。

また、学校給食主管課におかれましては、特別支援教育主管課とも情報共有を図りながら連携を十分に図っていただきますようお願いします。

(参考)

「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」平成22年3月改訂
「障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について(24初特支第9号)」平成24年7月3日

【文書 6: 『学校給食における窒息事故の防止について(事務連絡)』】

なお、『学校事故対応に関する指針』(平成28年3月31日 文部科学省)についても同様である。また、より具体的な文書として、『学校保健 特別増刊号 学校での応急処置・対応』(平成23年7月 日本学校保健会)などの文書も発行されている。どちらも、事故発生後の対応ではあるが、平常時に内容を確認すべきであり、応急処置については必ずシミュレーションし、事故発生時に活かさねばならない。

(2) 事故を未然に防ぐために具体的にすべきであったこと

郁香さんの給食の指導に当たっては、給食の環境や指導の経過に複数のリスクが存在していた。また、教職員の研修や学校の安全管理体制にも課題があった。そのリスクと課題から提言をまとめる。

① 食事中は子どもの側から離れず見守りの徹底を図ること

特に、障がいのある子どもたちにとって、「食べる」ということは危険を伴うものであり、見守りは不可欠である。特別支援学校においては、子どもを見守る位置、子ども一人一人の見守る要点など、目標やねらいを明確にして見守るべきである。やむを得ず離れる場合は、見守りを欠かすことのないように交代し、見守る要点を確認した上で、見守りの徹底を図るべきである。

② 一人一人の子どもに応じた食事指導の具体的要点や安全に食事を進めるための方法等、摂食指導に関する研修を行なうこと

全ての教職員に対して、障がいのある子どもにとって「食べる」ことは危険を伴うという研修を実施すべきである。環境や子どもの発達段階、食物の形状、食機能などの理解につながる研修は必要であり、全ての教職員が最低限持つべき基礎的な知識である。なお、摂食指導に関する内容はアレルギー対応も含め多岐にわたる。それぞれ子どもの障がいの程度、特徴に応じた要点を絞り、対象となる子どもを想定して、摂食指導の研修を実施することが必要である。

なお、摂食指導は家庭との連携が欠かせないことから、上記のような研修を保護者と一緒に実施し、保護者の理解啓発を進める取り組みも行なうべきである。

県教育委員会は、予算や教材等、研修が効果的に十分に実施できるような体制を整えるとともに、上記のような内容を盛り込んだわかりやすい『摂食指導の手引き』（仮）などを作成し、教職員がいつでも研修を深め、活用できるような仕組みを整えることも必要である。各特別支援学校では実効的な研修となるような方法の工夫などをすべきである。

③ 管理職は子どもたちの多様な状態について教職員の意識啓発を図ること

管理職は、特別支援学校はさまざまなリスクのある子どもが通っている教育の場であることを十分に認識する必要がある。医療的ケアや重篤な疾患を抱える子どもだけでなく、知的障がいや自閉症など生命に直接関わるような障がいではない場合であっても、生活上多様なリスクを抱えていることを認識し、教職員に必要な情報を周知すること、積極的に教職員の意識啓発を行っていくことが重要である。県教育委員会は、管理職に対して上記の役割を担えるように、(3) ①イに示すような研修を実施すべきである。

④ 安全に食べるための物的環境・人的環境を整備すること

障がいのある子どもたちは、両足の裏がしっかりと床や踏み台に着く状態など、安定した姿勢で食事を摂ることが大切である。また、姿勢を正しく保つことができるよう背もたれ、肘掛けのある椅子、子どもたちの身長に応じたテーブルを準備することも必要である。県教育

委員会は、子どもたちの物的環境を予算面で支えることが必要である。

発達段階や特性によっては、周囲の人の動きや音に気が散り、食事に集中できない子どもたちがいるが、そのような場合には、教室などの小集団で落ち着いて集中できる環境を設け、発達に応じて、より大きな集団にする、場を変更するなどの工夫をすることも大切である。また、一人一人の食機能に応じた食物の形態(固さや大きさ、とろみの有無など)、摂食用具(スプーン、皿、コップなど)を準備し、より食べやすい環境を作ることが重要である。

また、障がいのある子どもたちにとっての摂食指導は細やかな技術が必要である。そのため、担当は代わらず、定められた教職員が指導すべきである。やむを得ず交代する場合においては、指導する教員らが、姿勢、食物の切り方、一口量、声をかけるタイミング等、一目で分かるような写真や図を入れた食事カード等により指導の統一を図ることが重要である。

⑤食事に関する実態把握に基づき、課題を明確化して目標の設定・評価をした上で、保護者との共通理解を図ること

「食べる」ということは、食事の匂いや「ご飯よ」という言葉や食べ物を見るなどの諸感覚と、食べ物に手を伸ばしたり、口を動かしたり、飲み込んだりという運動機能との一連の動作である。子どもの口腔機能の発達はどのような段階であるか、また、その段階でどのような課題を抱えているかなどの実態に基づき、目標は設定されるべきである。つまり、口や顎の動き、姿勢など細やかに実態把握をすることが大切である。学年が進むにつれて、食べる量や時間内に食べ終えることに目標を設定しがちではあるが、あくまでも子どもの実態に基づいて課題を明確にすることが安全な摂食指導となることに留意すべきである。

また、明確になった課題から設定した目標は、複数の教職員により客観的に評価し、指導方法や目標を見直していくべきである。複数の教職員が一人の子どもに関わり育てていくことから、日頃からお互いの指導方法に対する疑問や意見を言うことができる関係作りが重要である。さらには、「食べる」ことは家庭の方が回数も多いことから、実態把握から課題の明確化、目標設定、評価の全ての過程において、保護者と共通理解を図っていくべきである。

このような目標設定や適切な評価を行っていくためには、保護者とこれまでに行われてきた指導内容や留意事項について、教職員と十分に情報交換を行う体制が必要である。教職員、保護者の両者が、単に毎年のこととして形式的に確認するだけでなく、その都度、これまでの状況を確認、評価を行ったうえで、子どもに必要な目標設定を考え、共有していくことが重要である。

⑥摂食指導の専門家等から個別、具体的なアドバイスを受けること

実際に給食の場面を見て、摂食指導の専門家からアドバイスを受ける体制が必要である。

摂食指導の専門家からアドバイスを受けることで、食機能を育てるための視点を持つことができ、より子どもの実態に応じた指導、より安全な指導を実施することができる。障がいのある子どもたちは、食事に関する実態が多様であり、口や顎などの口腔機能や運動機能等、総合的な視点が必要である。指導する内容や指導方法が適切かなど、摂食指導の専門家からアドバイスを受けることが重要である。県教育委員会は、人材の確保や予算面での対応を、各特別支援学校では、障がいの重度、軽度にかかわらずアドバイスを受ける姿勢を持って活用することが必要である。また、個別、具体的なアドバイスは、写真や図

を入れた食事カードを作成するなど、短時間で理解できるよう工夫し、食事を摂る際には確認できるような工夫をすることも大切である。

⑦ヒヤリハット報告による安全管理を徹底する仕組みがあること

学校では日々起こるヒヤリとする事象を見逃さずに原因を複数で考え、対応策を全教職員で共有したり、反省点を活かした改善をしたりするための仕組みが存在している。しかし、学校ごとに異なる現在の報告様式ではなく、県教育委員会が、共通のヒヤリハット様式（期日、場所、時刻、状況、対処、想定される原因、今後の対応など、必要な項目が設けられたもの）を作成し、各学校で使用すべきである。そのうえで、その様式による報告を県教育委員会が各学校から収集し、統計等によりヒヤリハット事例の多い内容に注意を促し、安全管理に活かすことのできるシステムを作るべきである。

また、上記の共通様式があることにより、教職員がどの学校に勤務しても上記の視点に沿って状況把握、原因の分析、速やかな改善ができるようになる。さらに、上記のような仕組みを実効性のあるものとするためには、ヒヤリハットに関する研修を行い、教職員個人の資質を高めること、積極的にヒヤリハット報告を行っていく意識を持つことが必要である。

(3) 事故を教訓として、今後なすべきこと

①事故に対応するための研修を行なうこと

ア 救急救命処置や通報の仕方など

郁香さんの事故では、郁香さんが倒れた後の救急への通報が事務室を介してなされ、情報が不十分であったため、救急隊からの口頭指導がなされなかった。また、一次救命処置としてそばにいる人（バイスタンダー）が心肺蘇生を行なったり、AEDを使用したりすることがなかった。

事故発生時には速やかに、また、傷病者の状況を的確に通報すること、一次救命処置としてそばにいる人（バイスタンダー）のすべきこと（呼吸や意識の確認、胸骨圧迫、AEDの手配と使用など）ができるような研修を実施することが必要である。特にこれまでは傷病者が仰向けの体勢であることを前提として研修を実施しているが、うつ伏せに倒れている場合、出血をしていた場合など、傷病者の様々な体勢に対応できるような内容も必要である。

救急隊からの口頭指示を仰ぐためには、『誰が、どのようにして、どうなった』と簡潔に、『意識、呼吸の有無』についても分かる範囲で伝えるなどの救急通報のポイントを理解し、身につけるための研修も重要である。さらには、各学校に設けられている校内救急体制に不備はないか、校内救急体制のシミュレーションは実施されているか、校内救急体制に則って行動できるかなどのチェックをすることも大切である。

また、環境面の整備として外部と通じる電話回線をランチルームに設けることや教職員が携帯電話を持っている場合にはその携帯電話から通報するような仕組みも検討し、実現することが必要である。

イ 実態に応じた実効性のある研修と管理職に対する研修

事故を未然に防ぐためには、意識啓発だけでなく、実効性のある研修を計画する必要がある。学校では年度当初に研修計画が立てられ、計画に則って研修をすることも必要ではあるが、他方で、ヒヤリハット報告を活用した臨機応変な研修を実施することも重要である。校内委員会と管理職が、今、学校にとって必要な研修は何かを検討し、研修内容を実効性のあるものにすることが重要である。

また、事故発生時には、管理職には、全体の状況を把握し、必要な対処を判断することが求められる。特に、傷病者の救護については、傷病者の状態と救護に当たっている者の行動を把握し、救護の不足を補うための指示をすべきであり、冷静に状況把握し、不足点を見出し、指示するようなシミュレーションを実施し、そのような対応力を身につけるような研修が実施される必要がある。

②保護者の心情に配慮した対応をすること

不幸にして学校事故が起こった場合、保護者はその事故についての真実を知りたいと望んでいる。その事故について、「何が起こったのか」「なぜ起こったのか」を知りたいと切に望まれる。このような保護者の問いに、正面から向き合って応えることが、学校関係者、県教育委員会には求められる。事故に関して不正確な情報を提供することや、把握している情報を開示しないということは、保護者の切なる願いに沿わぬものであり、さらには、保護者を傷つけるものとなる。このような対応があった場合には、結果的に、保護者の強い不信や大きな心的負担を感じさせることにつながりうる。学校関係者はこのことを肝に銘じ、保護者と真摯に向き合い、その心情に配慮した対応を行うべきである。

学校で事故が発生した場合に、『学校事故対応に関する指針』（平成28年3月31日文科省）では、「この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、断定的な説明はできないことに留意する」と記載されている。

学校が知り得た情報、県教育委員会への報告など、速やかに行うべきではあるが、情報の確認ができていない場合はその旨を追記して残し、関係者からの情報を整理、確認して可能な限り正確な情報を、不明な場合は調査中であることを保護者に説明することが重要である。仮に、情報に誤りがあった場合には、速やかに対応し、関係者、保護者と共有することが求められる。

(4) スクールロイヤー制度の活用

現在、国は弁護士を学校運営に関わらせる制度「スクールロイヤー制度」の導入を検討しており、大阪府、三重県、と並んで大分県は全国に3つあるトライアル自治体として指定され、試行錯誤を繰り返しながら、弁護士を活用し、学校運営における様々な問題の解決を模索している。

弁護士の職務の中には、過失の判定、ルール作りによる体制整備等が含まれることから、このようなトライアルの機会を活かすべく、例えば平成24年の通知や平成25年の通知を受領した際の学校・教育委員会の対応について、スクールロイヤーを活用出来ないか、ス

スクールロイヤー制度によって検証が出来ないか、検討すべきである。

(5)教職に就く者への教育に摂食指導の内容を取り入れることを国に要望する

教職に就く者は、摂食指導の基礎的内容を学ぶべきである。現状では、教師という職に就いた後に必要に応じて学ぶ体制である。教職に就いてすぐの教員であっても、子どもたちが安全に給食を食べることができているか、食機能を育てるためにどのような指導をすべきかといった視点は持つべきである。特に、特別支援教育を学ぶ者は、発達や食機能について、さらに深い内容まで学んでおく必要がある。

よって、そのための法整備を含む対策を国に要望する。

(6)提言まとめ

ここでは、(1)(2)(3)(4)(5)で示した提言を項目として示す。

- 指針、通知等の周知徹底を図るだけでなく、対応を検証すること
- 食事中は子どもの側から離れず見守りの徹底を図ること
- 一人一人の子どもに応じた食事指導の具体的要点や安全に食事を進めるための方法等、摂食指導に関する研修を行なうこと
- 管理職は子どもたちの多様な状態について教職員の意識啓発を図ること
- 安全に食べるための物的環境・人的環境を整備すること
- 食事に関する実態把握に基づき、課題を明確化して目標の設定・評価をした上で、保護者との共通理解を図ること
- 摂食指導の専門家等から個別、具体的なアドバイスを受けること
- ヒヤリハット報告による安全管理を徹底する仕組みがあること
- 事故に対応するための研修を行なうこと
- 保護者の心情に配慮した対応をすること
- スクールロイヤー制度の活用を検討すること
- 教職に就く者への教育に摂食指導の内容を取り入れることを国に要望する

事故調査委員会は、これらの提言に対する取組の進捗状況を、県教育委員会が、1年後をめぐりに、ご両親に報告することを希望する。